

災害時要援護者の避難支援ガイドラインを改善させるための方法とは？
—兵庫大開小学校での現地調査を通して要援護者と共に考える—

同志社大学社会学部社会学科
学籍番号19051008番 五藤有子
指導教員 立木茂雄

要旨

地震や災害での死者や負傷者の多くは、「65歳以上の高齢者となっている、災害時要援護者である。（要援護者の避難支援ガイドライン補足）」その災害時要援護者をどのように支援するのか、また要援護者を災害時における人的被害を少なくしていくということが重要課題（内閣府防災情報のページ）となっているおり、要援護者を実際の災害時よりよい避難支援を行うためにはどうすればよいのか、災害時要援護者の避難支援ガイドラインがあるにもかかわらず、この要援護者の避難支援ガイドラインだけで要援護者の避難支援を行うことができるのであろうかという考えに対し、要援護者避難支援において基礎となるガイドラインだけでは、対処しきれていないのではないだろうかという事を検証した。

この研究では兵庫県大開小学校での現地調査・意見交換会、防災訓練後の意見交換会、防災訓練意見交換会の反省会で得られた、実際の要援護者の声とガイドラインを比較することで、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を考慮し、要援護者とともに考え、要援護者の立場に立つことの重要性を訴えた。そして具体的な要援護者支援案を作成する必要性があるのではないかと考えた。

- 1 序論
 - 1.1 はじめに
- 2 災害時要援護者の避難支援ガイドライン
 - 2.1 災害時要援護者の避難支援ガイドラインとは？
 - 2.2 災害時要援護者の基準とは？
 - 2.3 災害時要援護者を避難支援するためには？
 - 2.4 避難所での要援護者への支援
- 3 調査概要
- 4 結果
 - 4.1 第二回『防災を考える部会』兵庫大開小学校、現地調査・意見交換会
 - 4.2 10月19日 2008安心安全フェアー 防災訓練・意見交換会
 - 4.3 11月19日 第五回 『防災を考える部会』防災訓練反省会
 - 4.4 要援護者の避難支援ガイドラインと実際の声の比較
- 5 考察
 - 5.1 要援護者の避難支援ガイドラインと実際の現状
 - 5.2 ②支援物資の支給について
 - 5.3 ③段差の解消と④手すりの設置について
 - 5.4 ⑤教室の確保について
 - 5.5 ⑥手話通訳者と⑦字幕表示について
 - 5.6 ⑧点字表示と⑨音の出る情報伝達
 - 5.7 ⑩お風呂について
 - 5.8 ⑪障害物による不安と⑫車椅子の移動について
 - 5.9 ⑬様式トイレの設置について
 - 5.10 要援護者の避難支援ガイドラインを改善する方法は？
 - 5.11 要援護者に配慮したバリアフリーとは？
 - 5.13 ユニバーサルデザインの理念をガイドラインへ
- 6 おわりに

参考資料・参考文献・参照文献

参考URL

1 序論

1.1 はじめに

1995年（平成7年）1月17日午前5時46分52秒、阪神・淡路大震災が起きた。この時の地震による揺れは、阪神間及び淡路島の一部において震度7とされ、この時の死者は6,437名・行方不明者3名・負傷者：43,792名という、まだ小さかった私だったが、あの時のことは、親戚が兵庫に居た事や関西に住んでいたこともあり、私達にはとても衝撃的であり、悲惨な地震だったという印象はいまだ消す事の出来ないほどの災害であった。そればかりでなく、2007年（平成19年）3月25日9時41分58秒に能登半島地震が発生した。このように、私の出世後すでに2回も大きな地震が起こっており、そして今後も中部で地震が起きるのではないだろうかと言われているほど、日本では多くの地震や災害が起きている。そのような地震や災害での死者や負傷者の多くは、「65歳以上の高齢者となっている、災害時要援護者である。（要援護者の避難支援ガイドライン補足）」災害時要援護者とは、「災害が起きたときに特別の配慮や援助を必要とする人々（要援護者の避難支援ガイドライン：2006）」の事であり、「必要となときに必要な支援が適切に受けられれば自立した生活を送る事が可能である、特に高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、日本語の話せない外国人（要援護者避難支援ガイド：2006）」のことを言う。このような、災害時要援護者をどのように支援するのか、そして要援護者を災害時における人的被害を少なくしていくということが重要課題（内閣府防災情報のページ）となっているのである。そのために、そのような要援護者を実際の災害時、よりよい避難支援を行うためにはどうすればよいのか、災害時要援護者の避難支援ガイドラインがあるにもかかわらず、この要援護者の避難支援ガイドラインだけで要援護者の避難支援を行うことができるのであろうか。このガイドラインでは、要援護者避難支援において基礎となるものであるが、実際の災害が起きた場合このガイドラインだけでは対処しきれないことがたくさんあるのではないだろうかと考える。この研究では実際の要援護者の声とガイドラインを比較することで、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を考慮し、要援護者とともに考え、要援護者の立場に立つことで具体的な要援護者支援案を作成する必要性があるのではないかという事を訴えたい。

2 災害時要援護者の支援ガイドライン

2.1 災害時要援護者の避難支援ガイドラインとは？

平成 16 年 7 月の梅雨前線豪雨と、一連の台風における高齢者等の被災状況等を踏まえ、災害に備えた要援護者避難支援への対策のために考え作られたものが『災害時要援護者の避難支援ガイドライン』である。要援護者の避難支援で重要なのは、「ここ数年の風水害や豪雪において、死者の大半が 65 歳以上の高齢者となっているなど災害時要援護者についての対策は、災害時において人的被害を少なくしていくための重要課題（災害時要援護者対策を進め方について（報告書））」という事もあり、要援護者の死者を減らす事を目的としており、なおかつ自助・地域（近隣）の共助（避難支援ガイドライン）を基本としている。このガイドラインは要援護者対策において、「要援護者に関する情報を平常時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定め、具体的な避難支援計画を策定しておく事を必要（災害時要援護者の避難支援ガイドライン 2006）」としており、また「自助・共助による必要な支援が受けられない要援護者を早急に特定し、重点的に進める必要があるとし、発災時において、避難支援プラン等を基に計画的・組織的な避難支援を実施する事が重要である（災害時要援護者の避難支援ガイドライン 2006）」としていて、要援護者を特定することの重要性が示されている。要援護者の避難対策を進めていくために、避難所での支援などに関しては関係機関等の連携が重要となる。このガイドラインにおいては、災害の態様に応じて必要な支援の内容が異なるために、「基本的な枠組みはあらゆる災害に対して活用できるもの（要援護者の避難支援ガイドライン 2006）」とし、想定される災害は各地域ごとに考えていく事が効果的としている。そのため、国や都道府県、市町村を始めとする関係機関は要援護者の避難支援の担当部・課を明確にする必要があるのとしている。

2.2 災害時時要援護者の基準とは？

災害時要援護者とは、「必要な情報を迅速活的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、妊婦など（災害時要援護者の避難支援ガイドライン 2006）」のことを指している。この基準と、災害時に自らを守り避難するのに支援を必要とする人々の事をさしており、例えば 80 歳を過ぎても足腰の強い人や日本語を流暢に話

す事の出来る外国人は対象外である。災害時の混乱を防ぐためにも災害時に、こういった人々が災害時要援護者となるのか、あらかじめ基準を決めておかなければならないのである。そのためにも、日ごろから情報収集や情報共有を進めておき、対象者がこういった人になるのかという考え方を決めておく事が重要視されている。そして要援護者は、新しい環境への対応能力が不十分であるため、災害による住環境の変化への対応や、避難行動、避難所での生活などに困難をきたす事が考えられるのである。そういった「必要なときに必要な避難支援が適切に受けら」れるように注意すべき人々なのである。（災害時要援護者の避難支援ガイドライン 2006）のである。

2.3 災害時要援護者を避難支援するためには？

では、実際の災害時に要援護者の避難支援をどのように行うのかをガイドラインに沿って見ていきたい。ガイドラインは大きく分けて、平常時から行っておくべきことと、災害時にのみ発生する避難行動や避難所での対応の二つに分かれている。

平常時、自治体は災害時要援護者避難支援班を設置する。災害時要援護者支援班では、「要援護者支援業務を的確に実施すること（災害時要援護者の避難支援ガイドライン 2006）」を目的としている。災害時要援護者支援班では、平常時班長・班員のもとで「防災関係部局や福祉関係部局で横断的なPT(プロジェクト・チーム)を設置（災害時要援護者の避難支援ガイドライン 2006）し、要援護者情報の共有化、避難支援プランの策定、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報（災害時要援護者の避難支援ガイドライン 2006）を行う。そして、災害時では、要援護者避難支援班は、福祉関係部課長のもとで災害対策本部中や福祉関係部門内に設置され、避難準備情報の等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所の要援護者班等との連携・情報共有（災害時要援護者の避難支援ガイドライン 2006）を行う。情報の共有は災害時最も重要であり、その情報を元に要援護者の避難支援プランを作成していく。その要援護者の情報は、市町村中心に、「①関係機関共有方式、②手上げ方式、③同意方式（災害時要援護者の避難支援ガイドライン 2006）」という3つの方式を使い収集されている。①では、「要援護者本人からの同意を得ずに、平常時から福祉関係部局が保有する要援護者情報などを民生委員や自主防災組織などの関係機関の間で共有方式（諏訪 2008）」である。②は、「要援護者自ら要援護者名簿に登録を希望したものの情報を収集する方式。（諏訪 2008）」である。③は「関係部局が要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報を収集する方式（諏訪 2008）」で

ある。しかしながら、この3つの方式をそれぞれ単独で行うは、あたる対象者が多すぎてしまう事、障害を自覚していないものがあると、障害を隠すものが居ることなどから、十分かつ迅速に情報を収集する事が出来ないというデメリットがある。そのために、要援護者の情報は関係機関共有方式によって対象とする人の情報を共有し、同意方式によって要援護者本人に確認を取り避難支援プランを作るために必要な情報をきめ細かく把握することが望ましいとされている。このような方法で、要援護者の情報を収集し、特定地域における要援護者を特定する。

では、次に要援護者の情報収集後の避難支援プランの策定の進め方について見ていきたい。避難支援プランでは、一人ひとりの要援護者に対して、災害時に誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める。そのために、まずは要援護者一人ひとりに個別で計画を考えなければならない。その計画には要援護者への支援体制や、自助・共助の役割分担などについて書かれている。災害時における要援護者の避難支援体制は、家族や近隣の助け合いである自助・共助が基本となっている。そのため、「支援者は自助・近隣の地域の方々の順番で支援者を定めていく（災害時要援護者の避難支援ガイドライン 2006）」。要援護者によっては、保健所や消防署窓と連携し病院への搬送窓の避難計画を立てていくこともある。この間でも、福祉関係者や関係機関との連携は欠かす事は無く、そして要援護者に関する情報は普段から電子データやファイル等で管理しておき、一人ひとりの要援護者に対し複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援プランを考えておく事が重要なのである。そして、個人の避難支援プランを考えるためにやはり、国をはじめとする自治体や福祉関係者などの理解をあらかじめ深めておき、その上で地域住民全体に繰り返し説明する場を提供しなければならない。こうして、避難支援プランの管理方法を見直す事で、要援護者避難支援での信頼を高めていけるようにする事が重要なのである。

2.4 避難所での要援護者への支援

次に避難所での支援についてみていく。かつての避難所では、災害時に多くの混乱状態が続き要援護者は、相談する場や相手すらおらず避難所での生活は大変つらいものだったと言う。また避難所の責任者や市の人でさえも、要援護者の情報を把握する事が難しい状況になっていた。その状況を解決するためにも災害時要援護者支援班が中心となり、各避難所に要援護者支援班を設けて要援護者専用の窓口を設置し、要援護者の相談は勿論、的確な情報や支援物資の提供等を実施することとしている。そして、各避難所での生活をよ

り向上させるために、災害時に教室・保健室の活用、段差の解消、手すりの設置をすすめる。この点に関しては、平常時から改善しておく事が重要視されている。また、福祉避難所に関して、介護保険関係施設における要援護者の受け入れには限界があり、緊急入所できない者が出てくる可能性がある。その点に関し、福祉担当者や防災担当者など関係機関は、福祉避難所に関する理解が不十分であるために市町村や都道府県で研修や実践的な訓練を実施するなどし、福祉避難所についての理解を深める必要がある。なおかつ、要援護者の相談以外でも、手話通訳者や介護職員の派遣など避難所ではすぐに対応できないニーズに関して市町村の災害時要援護者避難支援班に迅速に要請することが重要である。

このように、2章で「要援護者の避難支援ガイドライン」の内容をおおまかにみてきたが、やはり災害時の要援護者支援では、災害時に関係部局と連携をとり、迅速に情報収集と把握を行う事を重要としている事はわかる。際が以後に実際、この計画通りに支援がなされているのか、このガイドラインが計画通りに進行しているかを見ていく。

3 調査概要

平成 20 年 9 月 9 日に民生委員・福祉関係者・要援護者を対象に行われた第二回『防災を考える部会』兵庫大開小学校、現地調査・意見交換会、第三回「防災を考える部会」で行われた現地調査・防災訓練後の反省会として平成 20 年 11 月 19 日に行われた第五回『防災を考える部会』防災訓練反省会に参加させていただき実際現実の声を聞かせていただいた。

4 結果

4.1 第二回『防災を考える部会』兵庫大開小学校、現地調査・意見交換会

9月9日に兵庫県神戸市立大開小学校で行われた第二回『防災を考える部会』で、現地調査と意見交換会が行われ参加させていただいた。今回調査対象地となった大開小学校は、1997年に起きた阪神・淡路大震災前に建設されたこともあり、ユニバーサルデザインである事はもちろんバリアフリーについては、不完全な状況であった。その事より、大開小学校のいま現在の現状について知るため小学校内を見回り、現時点で避難した場合のよい点や改善点について話し合いが行われた。



写真1 大開小学校1階

災害時、まず避難してきた場合の指定避難所は体育館と写真1の①・⑨の要援護者用の居室として指定されている『仲良し学級の教室』の二つである。仲良し学級の教室は、平常時から実際小学校にいる障害児のために、使用される教室として使われている教室のようだ。そのために、写真2のように仲良し学級1の教室にはシャワールームがついており、トイレの失敗などが起きてもすぐにシャワーを浴びることができるようになっている。しかし、災害時すぐに使用することは困難であるはずなので、要援護者の入浴などは課題となるのではないだろうか。そして、仲良し学級1・2ともに空調冷暖房機器がつけられている。



写真2 仲良し教室
シャワールーム



写真3 仲良し教室
空調設備



写真4 仲良し教室
冷房機器



写真 5 仲良し学級 2

写真 5 は仲良し学級 2 の教室内の写真であるが、この教室には日ごろ使われている大きな遊具が置かれている。そのために、平常時から使用した後は片付けておくことや、災害時遊具の保管場所について見直さなくてはならない。



写真 6 仲良し教室
1 から外への出入り口



写真 7 仲良し教室
教室 1 に入るための出入り口

次に見たいのは、写真 6 の仲良し学級 1 の教室から外に出るためのドアである。このドアには段差があるために、車椅子の方はもちろん足の不自由な高齢者や肢体障害者の方などには障害となってしまう。



写真 8 仲良し教室

教室 1 から外へ出るための出入口

写真 8 の仲良し学級 2 に入るための扉は二つあり、両方ともに問題が見られた。まず一つ目の扉から入るのに段差があり、そのために車椅子には障害となる。また、二つ目の扉は横開きのドアではなく引き戸になっているため、車椅子の方が扉をあけるのには困難である。写真 7 の段差も写真 8 の教室に入るための段差も車椅子の方が一人で入るのには困難となる障害である。



写真 9 写真 1 の③運動場
から仲良し教室 2 に向かう
スロープ



写真 10 運動場から仲良し教室 2 にはいる外側扉

次に運動場から仲良し教室 2 に入る場合を見ていく。写真 9 にあるように、運動場から仲良し教室 2 に入るための入り口には、スロープが設置してある。一見スロープがあるため車椅子が通りやすいのではないかと感じるが、このスロープは地面に小さな段差がガタガタとあるために、車椅子に乗っている方からすると、どれだけ小さなガタガタ道であっても車椅子の方は衝撃を大きく感じてしまい、振動による負担は大きいようである。そして写真 10 の外から仲良し教室 2 に入るためのドアのところにも、やはり段差があり車椅子の方は一人で教室に入るのには難題となる。

次に場所をピロティーに移動する。写真 1 で言う⑦のところである。



写真 11 ピロティー

運動場からピロティーへは階段が2段ある。そのために、一部分に板が敷かれているだが、これは車椅子用ではなく荷物を運ぶための台車用である。車椅子の方が使用する場合角度は急であることが写真13からわかる。そのために、一人でここを上り下りするには、傾斜が急すぎてしまうためかなりの力が必要となってしまう。そのために、誰かに車椅子を押してくれる人が必要となるだろう。



写真 12 ピロティーから運動場
に車椅子で降りる



写真 13

そして、写真 12 ・ 13 共に見るとわかるように、ピロティーにはたくさんの一輪車が並べてある。これは児童が休み時間などに使用するものではあるが、災害時にたくさんの人が避難してくるとこの一輪車は邪魔になってしまう。よって平常時から一輪車の保管場所を考えなくてはならない。

次は、多くの人が避難所として使用される体育館を見ていきたい。



写真 14

体育館の入り口 1



写真 15

体育館の入り口の段差



写真 16

体育館の入り口の段差

体育館は指定避難所となっており、避難してきたたくさんの方はここでの生活を余儀なくされる。まず体育館にはいる入り口は、おそらく平常時に児童が体育館に入る際に下足から体育館シューズに履き替えるための緑色の場所があるのだが、そこはほんの1センチあるかないか位の段差がある。健常者にはまったく気になることのないほどの段差なのだが、車椅子の方だとこの1センチあるかないかの段差でも、大きな振動が体を感じられるそう。



写真17 体育館内

中は、やはり体育館ということもあり、前面フローリングになっている。寒い時期に長時間この床にずっと座ったままになると、特に高齢者の方になると体が冷え切ってしまう事もあり、大きな障害となるのである。そのために、体育館内にしまっているロールマットの使用なども考えられているようだ。



写真 18
体育館内の非常出口



写真 19
非常出口から出た場合



写真 20
正門から非常出口への道

体育館の側面にひとつ非常口となる鉄製のドアが設置されている。ここの非常口は、写真 20 のように正門横の入り口より出入りすることが可能となっている。しかしながら、ここにも 2つの段差があり、段差を解消するために板が敷かれているのだが、この板も車椅子ようではなく台車で荷物を運ぶためのものである。



写真 21
非常出口の段差



写真 22
車椅子が回転できない様



写真 23
非常出口の段差

そのために、ピロティータと同じく角度は急であるし、なおかつ板と花壇との間隔があまりにも狭小すぎ車椅子を回転させることが困難となってしまう、ひとりで出入りすることは到底不可能であることがわかる。

次に正門から入りすぐにある障害者トイレについて見ていきたい。



写真 24 正門 1



写真 25 正門 2



写真 26 正門 3

写真 24 ・ 25 ・ 26 は正門であるが、正門は段差もなくフラットな状態であり車椅子が通るのに不自由はなかった。



写真 27 正門から体育館非常口への道

しかしながら正門横にある体育館の非常口への道のところに、普段車やバイクが置かれているということもあり、災害時に車やバイクが邪魔となってこの道は使えなくなる事は考えられなくはないだろう。もし、この出口が使用できなくなってしまうと、体育館の非常口から避難することができなくなってしまう。そのためにも、普段からの駐車位置をもう一度見直す必要がある。



写真 28 玄関ホール



写真 29 玄関ホール 2

玄関ホールは写真のとおりで体育館の出入口付近以外は段差もなく、車椅子はスムーズに動かすことが可能であった。

次に障害者用トイレだ。障害者用トイレは、正面玄関から入り玄関ホールすぐ横に設置されている。写真1の⑥である障害者用トイレのように、車椅子でも入ることのできるトイレは男女ともにひとつずつ設置してあった。



写真 30
障害者用女子トイレ



写真 31
トイレでの車椅子移動



写真 32 車椅子移動

まずは障害者用女子トイレから見ていく。女子トイレは、車椅子が入って行けるトイレ（洋式）までは一直線ということもあり、トイレまでの移動はスムーズであった。



写真 33 車椅子での回転



写真 34 車椅子回転2



写真 35 車椅子回転3

トイレに入ってからでも車椅子で、回転することが可能であり、個室の面積は広く取られていた。しかしながら、女子トイレに関してはドアが外開きであったため、中に入ってからでは閉めることができないという問題点が明らかになった。車椅子で入っても一人で閉める事の出来るようにする・閉めやすくするために、紐をつけるなどしてしまわれるようにしなくてはならないという点が発見された。特に要援護者は人目を気にしてしまう傾向があるので、この点に関しては注意が必要である。



写真 36 障害者用男子トイレ 写真 37 男子トイレ2 写真 38 男子トイレ3

次に男子トイレである。男子トイレも女子トイレと同様、一番奥側にトイレが設置されているのだが、男子トイレは女子トイレのように入って一直線に便器があるのではなく写真 37 のように入って左向きに便器が設置されている。そのために個室内は、車椅子を回転させるスペースは狭く回転させにくい状況であった。



写真 39 男子トイレ4

そして、男子トイレに関しては扉が内側に開くために女子トイレのように、車椅子を回転させる事も出来ない上、いったん便座に座ってしまうとドアを閉めることができず、便座に移乗してから扉を閉めることになってしまうという非常に車椅子の方にとって負担は大きいものとなっていた。



写真 40 「いつでもじゃぐち」

大開小学校では、「いつでもじゃぐち」というものが設置されている。「いつでもじゃぐち」とは神戸市水道局が災害に強い水道を目指し、小学校に応急給水拠点として建設を進めてきた水道のことである。これは、平成7年1月の阪神・淡路大震災で水道施設が壊滅的な被害を受けそのときの震災の反省と教訓をもとに、「災害に強く、早期復旧が可能な水道づくり（社団法人日本水道 2006

<http://www.kansai-water.com/modules/html/index.php?id=420081219>）」を目指したことがきっかけで作られたものである。「いつでもじゃぐち」は配水管が連続している耐震化された水道管のことであり、そのシンボルとして看板が立てられてお時は水飲み場、災害時には応急給水栓として利用できる。この点に関しては、過去の教訓を生かした点である。

以上のようにみていくと、大開小学校では過去の教訓を生かした点もあるが学校自体のバリアフリーは進んでおらず災害時の避難所として問題は山積みであることがわかる。

今回の調査で出された課題点をまとめる：

- ・ マイクで流した情報を字幕で出してほしい。
- ・ 車椅子でも利用可能なトイレの設置
- ・ 弱視の方用の表示をしてほしい
- ・ 段差の解消や体育館でのマットや畳の使用
- ・ 高齢の聴覚障害者の方で識別する事が出来ない方もいるので、手話通訳者が必要ではないか
- ・ もし、水害が起きた場合 2F - 3F に上がらなくてはならなくなった場合どうしたらよいか

4.2 10月19日 2008 安全安心フェア—防災訓練・意見交換会

10月19日に2008年安全安心フェア防災訓練という事で、兵庫県大開小学校を拠点とした避難訓練が行われた。防災訓練では、兵庫県南部に震度5強の東南海地震が発生したと想定し避難訓練が行われた。今回の防災訓練では、「①自宅近くの緊急避難所に自力または付き添者・支援者の協力を得て避難（防災訓練報告書 2008）」をする事を目的としそして、緊急車両に乗車し最終避難所へ避難誘導。「②共助活動の重要性をしるために、徒歩か自家用車を使用し最終避難所へ避難誘導、③自力で避難できる要援護者は、直接避難所へ避難（防災訓練報告書 2008）」する3つのルートで避難する。

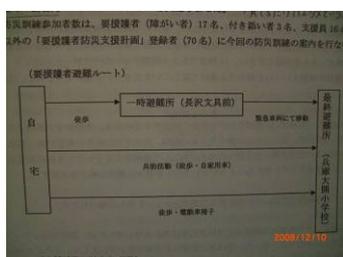


写真 40 要援護者避難ルート

写真 41 兵庫大開地区防災マップ

避難所では、要援護者を対象とした意見交換・消化訓練・自身体験・煙体験・救急ミニ講習を行った。今回の防災訓練の目的は、見ているだけでは訓練にはならないという過去の課題から、健常者だけでなく要援護者にも防災訓練を行うことで防災・避難イメージをつけてもらうという目標をもとに行われた。この日の防災訓練の参加者は、要援護者（障害者）17名、付き添い者3名、支援員16名で行われた。避難訓練後行われた意見交換

11月19日に行われた防災訓練と避難訓練の反省会で障害者別の実際の声を聞かせて頂いた。

10月19日 防災訓練後の意見交換会

この反省会では、今回の避難訓練は『共助』を重点においていたため、地域の人達とのかわりが大切でありそれが普通になればという目標があった。

(肢体障害者)

肢体障害者が避難所に避難して一番困る事はトイレの問題である。車椅子の関係もあり避難所にはたくさんの方がいるため、移動するのに不自由な面がある。肢体障害者の多くは洋式でなくては用が足せない方が大勢いて果たして避難所に障害者用の様式トイレはあ

るのか、車椅子でも用が足せるトイレがあるかという点が一番心配であるようだ。他には地震で家や建物、道が破壊され地面にたくさんの障害物のある状況で車椅子による移動が難しくなってしまう事、たった5センチの段差でさえ進むことができないため避難所での生活に不安が生じる。あと、阪神・淡路大震災の時に、役所の対応が悪く困った。災害はいつ起きるか分らず、必ずしも家に居るときに起こるとは限らない。外に居るときに災害発生し肢体障害者にとって一番困る事は、エスカレーターは動いているがエレベーターが止まってしまったときである。これは、災害時だけでなく普段からでも同じ事が言える。そのためにも、バリアフリーが大切である。

(視覚障害)

視覚障害者は物を見ることができないということもあり、地震により物が落ちてくる現象を察知する事が出来ないことに一番恐怖を感じるようだ。そして、避難所では音の出る情報を提供してほしい。視覚障害者はラジオを持っておられる方も多いようだが、災害時ラジオが潰れてしまう状況も考えられるので、スピーカーでの伝達やヘリコプターでの情報伝達のような外部からの音のでの伝達方法を考えてほしい。

(聴覚障害者)

耳が聞こえないために、地震のとき隣の人に説明を聞いてもらい筆談で書いてもらったが、物を言う事が出来ず何もすることが出来なかった。その後、避難所に避難しても手話の出来る方はおらず、食事の時間になっても情報を聞くことが出来ず食事をもらう事が出来なかったということがあった。筆談といっても限界があるので、手話通訳者がいなければ情報が無くて困った。手話通訳者がいなくて、ケガをしてもその状態を伝える事も出来なかった。そのために、手話通訳者が居ると安心であるという。そして、避難所では目で分る表示（文字放送、テレビにつくレコーダー）があれば安心して生活できるという事だった。

4.3 11月19日 第五回『防災を考える部会』 防災訓練反省会

11月19日防災訓練の意見交換会の反省会

(不安であった点・悪かった点)

- ・ 自転車やごみが散らばっていた事で道が狭くなり、実際地震が起きたときに不安を感じた。
- ・ 避難中手話通訳者と聴覚障害者が会話するときに立ち止まってしまい、避難に時間がかかってしまう。
- ・ 見えない障害・自分で自覚していない障害者の人も居る事を再度認識し、そのフォローをどうするかを考え直す必要がある。
- ・ 視覚障害者の方が、避難訓練であるということを考えてしまい自分の知っている道であると信号や車が来ていることに気づかず歩き続けてしまう場合があり危険である
- ・ 手話通訳者も被災する。そのために、実際災害が起きてすぐに避難所に駆けつけることが出来ないのどうしていかを考えたとき、手話通訳者のリストを作り把握する事が必要なのではないだろうか。

(良かった点)

- ・ 体験する事で避難経路や、避難所に必要な技術を学ぶ事が出来るので、繰り返し訓練をすることが大切である。
- ・ 健常者と障害者・高齢者と一緒に訓練する事により、障害者や高齢者の事(ex、車椅子乗車体験)を理解する事が出来た。
- ・ 参加する事で地域にどのような人がいるかという事を把握する事が出来る。(共助の点では重要)
- ・ 避難イメージをつけるためにも、自ら体験する事が大切である。

4.4 要援護者の避難支援ガイドラインと実際の声の比較

今回行った調査では、阪神・淡路大震災時のことそして阪神・淡路大震災のような大震災を想定した防災訓練や意見交換からデータを得ている。そこで得た要援護者の意見と要援護者支援ガイドラインとを比較し、ガイドラインだけでは災害時の要援護者支援に対処しきれていないのではないかという疑問について明らかにするため、要援護者の避難支援ガイドラインと今回の調査で分かった要援護者本人の要望を表にまとめた。要援護者の避難支援ガイドラインに対する要援護者の要望は①～⑧の項目にまとめられた。

表 1 要援護者の避難支援ガイドラインと実際の比較

要援護者の要望	要援護者の避難支援ガイドライン	要援護者の実際の評価			
		聴覚障害	視覚障害	肢体障害	高齢者
①要援護者用の窓口の設置（要援護者からの相談対応など）	○	△	△	△	△
②支援物資の支給	×	△	△	△	△
③段差の解消	○	—	×	×	×
④手すりの設置	○	—	×	×	×
⑤教室・保健室の活用	○	—	—	—	△
⑥手話通訳者の設置	○	×	—	—	—
⑦字幕表示	×	×	—	—	—
⑧点字の表示	×	—	×	—	—

⑨音の出る情報の提供	×	—	×	—	—
⑩お風呂	×	×	×	×	×
⑪障害物による不安	×	—	×	×	×
⑫車椅子の移動	△	—	—	×	×
⑬洋式トイレの設置	○	×	×	×	×

注) ○：ガイドラインに書かれている又は実際に行われている場合

×：ガイドラインに書かれていない事または実際行われていない場合

△：ガイドライン・災害時の実施共に不十分である場合

5 考察

5.1 要援護者の避難支援ガイドラインと実際の現状

では、実際要援護者の避難支援ガイドラインと実際の要援護者の声を元に、ガイドラインでは本当に災害が発生した場合対応できていたのか確認していきたい。まず表1で、ガイドラインと実際の要援護者の声をまとめた。

上記で説明したように要援護者の支援ガイドラインとは、「避難支援を地域の共助・自助を基本（要援護者の避難支援ガイドライン2006）」としており、平常時からの要援護者の情報や避難支援プランを立てておくことを必要としている。また、災害時には市町村の災害時要援護者班等が中心となり、各避難所に要援護者支援班を設け要援護者用窓口を設置、そこで「要援護者からの相談や確実な情報伝達や支援物資の提供を行う。（要援護者の避難支援ガイドライン 2006）」と書かれている。しかしながら、実際表の①をみても分かるように、ガイドラインに書いてあるにも関わらず要援護者では△がつけられている。なぜ△がつけられているのか、要援護者の意見がまったくとは言い切れないが反映されていない部分があるからである。その事を念頭にいれ順番に見ていきたい。

5.2 ②支援物資の支給について

表1の②の要援護者は避難所での生活を向上させるために支給される支援物資のことであり、マットや畳などの物資の事である。ガイドラインでは、災害時要援護者支援班に要請するようにと書かれているのだが、肢体障害者や高齢者にはまったくではないが対応できていない(△)という事が分った。肢体障害者や足・腰の悪い高齢者は、長時間座り続ける状態が続く事があり、そのため特に冬場地面が冷えていると座り続けることで体も冷えてしまい、トイレが近くなってしまうという意見が出されていた。肢体障害者や足・腰の悪い高齢者にとって何回もトイレに行くことは非常に困難となるため、冷えを解消するためにもマットや畳・の支給が求められているのだ。避難所となる学校にあるマットには限りがあり、十分に対応できていなかったという意見が出されていた。

5.3 ③段差の解消と④手すりの設置について

次に表1の③の段差の解消と④手すりの設置についてである。これらもガイドラインには、「災害時に段差の解消、手すりの設置を進めること(要援護者の避難支援ガイドライン 2006)」と記載されている(○)。しかし、段差の解消・手すりの設置ともに、視覚障害者・肢体障害者・高齢者の意見では対応していない(×)という意見が出された。この点に関しては、平常時からの「確認・改善しておく事(要援護者の避難支援ガイドライン 2006)」に書かれている。しかしながら大開小学校の現地調査でも分るように、写真11の段差解消に使用されている板は台車用であり、車椅子の方にとっては角度が急すぎるためかなりの力を要する。そのため、高齢者の肢体障害者になると本人の力だけではのぼり切れず、他人の手を借りなくてはならない状況は考えられなくない。写真21の体育館の非常口でも同じ事がいえる。この非常口では、車椅子を回転させる事でさえ出来なかった。さらに、写真8の運動場から仲良し教室へ入るためのスロープでは、車椅子用に作られているはずにも関わらず地面にたくさんの小さな段差があるため、振動による負担が大きくなってしまふことから、振動による負担に関して考慮して配置されたものではないことがわかった。視覚障害者や肢体障害者・高齢者にかかる負担を解消させるため、段差解消の施策や手すりの設置が誰を対象につけられるものなのかという事を、検討しなおす必要があるのではないだろうか。

5.4 ⑤教室の確保について

次に、表1の⑤の教室の確保についてである。教室や保健室の利用に関しては、今回の調査結果でも分るように要援護者を対象に避難所となる教室（大開小学校では、仲良し教室）が確保されている事がわかる。しかしながら、要援護者となる対象の基準は要援護者全員を把握する事が出来ていないという問題があるため、要援護者の対象となる人をいち早く明確にしておく必要がある。

5.5 ⑥手話通訳者の設置と⑦字幕表示について

次に表1の⑥手話通訳者の設置、⑦字幕表示についてである。ガイドラインには、「要援護者からの相談等に対応するとともに、避難所では対応できないニーズについては、市町村の災害時要援護者支援班に迅速に要請する事（要援護者の避難支援ガイドライン2006）」と書かれている。手話通訳者の設置に関してはガイドラインに書かれていたが（○）、実際はなされていなかった（×）という意見が出されていた。意見交換会や避難訓練では今回手話通訳者が居たために情報を入手する事は可能であったが、災害時には手話通訳者自身も被災してしまうため、すぐに手話通訳者が駆けつけることが難しくなる問題があった。そして、聴覚障害者の方の意見である「手話が出来る人もいなくて、食事ももらえる事を知らなかった」という問題を解決させるためにも、手話通訳者の早期応援と、ガイドラインには詳しく記載されていなかった字幕表示のある情報伝達を要求する声が上がっていた。また今回の調査で高齢の聴覚障害者の方の中に識字の出来ない方もおられることがわかった。識字の出来ない方に対する情報伝達をどうして行くかという今後の課題も挙げられていた。

5.6 ⑧点字表示と⑨音の出る情報伝達について

次に表1の⑧の点字表示、⑨の音の出る情報伝達についてである。この点に関しては、要援護者の避難支援ガイドラインにも、詳しく記載されていない（×）。視覚障害者の方は平常時情報収集のためにラジオを持参している方が多いようだが、災害時ラジオを持参する事が出来なくなるということを想定して音のでのる情報を伝達してほしいという意見や、避難所に点字ブロックがあればという意見も出され、視覚障害者にとって避難所での生活

は不安があるようだ(×)。

5.7 ⑩お風呂について

次に表1の⑩のお風呂についての不安である。このことに関しても、ガイドラインには記載されていない(×)。そして、表1の要援護者の意見でも×がつけられている。避難所生活の間、誰もが入浴したいという思いが少なからずあるはずである。実際入浴する事が出来たとしても、要援護者、特に障害を持つ方たちの入浴に関して誰が支援するのかという問題も出てくる。そのためにも、福祉関係部局の人と話し合いをもつ必要があるのではないだろうか。

5.8 ⑪障害物による不安と⑫車椅子の移動による不安について

次に表1の⑪の障害物による不安、⑫の車椅子の移動による不安についてみていきたい。今回は、阪神・淡路大震災時のような大震災を想定し行われてきた意見交換会や防災訓練であったこともあり、地震が起きた際の不安として挙げられていたのが地震によって発生する障害物である。地震の場合家や建物が崩壊する恐れもあり、街には多くの障害物が発生する事が想定される。障害物があると我々でも困難と感じる状況では、視覚障害者や肢体障害者、高齢者などはさらに困難を感じられるであろう。車椅子の移動に対する不安に関して、ガイドラインでは避難所のバリアフリーについて平常時からの確認と改善について書かれているが、実際の指定避難所ではいまだバリアフリーになっていない所が多々ある状態で(△)、一刻も早く改善していかなくてはならない状況である。

5.9 ⑬洋式トイレの設置について

最後に、表1の⑬の洋式トイレの設置に関してである。福祉避難所における洋式トイレの設置に関しては、「要援護者に配慮したポータブルトイレの設置(要援護者の避難支援ガイドライン 2006)」に国庫負担を受けることができると書かれている(○)。しかし、大開小学校のような指定避難所に関しては詳しく書かれていない(×)。表1を見ても分かるように障害者や高齢者すべてがトイレに関して不安を感じているという意見があり、今回調査を行った大開小学校においても障害者用のトイレがあるにも関わらず、男子用女子用共にドアを閉める事が出来ない事や、男子用に関しては車椅子を回転させる事も困難な状況であった。このように、いつ起こるかわからない災害に対していまだ対応できていない状態であり、一刻も早く改善しなくてはいけない事が分った。そして避難所では仮設ト

イレが設置されるはずであるが、多くの人々が避難してくることも想定して仮設トイレを設置しなくてはならない。そのため障害者に配慮した仮設トイレの設置が求められていた。

以上のように、要援護者支援ガイドラインに記載されている事と記載されていない事両方について実際の要援護者の対象になる方の意見を聞くと、ガイドラインだけでは災害時に対応しきれていない点が存在する事が明らかになった。災害時に要援護者の避難支援を行うために作られたガイドラインであるにもかかわらず、誰を対象にしているのかという点に関して配慮が不十分であり、その対象者となる要援護者の実際の意見を十分に把握しきれていないために大まかな内容でしかガイドラインを定める事が出来ず、要援護者に対し不十分な避難支援の内容となってしまうのである。

5.10 要援護者の避難支援ガイドラインを改善する方法は？

では要援護者支援という事で考えられているこのガイドラインを活かし、要援護者の避難支援を改善させていくためにはどうしていけばよいかについてみていきたい。ガイドラインに書いてあることは、災害後の支援に関する一連の流れ・支援策についてのみであり、「誰を対象にその施策がなされるのか」がはっきり記されていない。ガイドラインの対象となる方々の間には障害の違いなどと違いが多様であり、対象別に細やかな支援がなされるべきなのである。そして、要援護者支援ガイドラインで一番重視している「要援護者の支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とする（災害時要援護者の避難支援ガイドライン 2006）」という、出来る限り要援護者自身が自立して（自助）避難し避難所での生活を送ることが出来る事を目標としている事から、ガイドラインでは誰を対象とするのかということを確認し、今回の調査のような要援護者と共にガイドラインの作成を行う事、避難所となる場所の改善点について話し合うことが大切なのである。その際重要なのは要援護者の直の意見を取り入れていく事である。

5.11 要援護者に配慮したバリアフリーとは？

では要援護者の平常時・災害時・避難時緊急時に感じる不安や負担を軽減させるためにはどのようにしていけばよいかについて考えていきたい。要援護者の負担を軽減させるための一番の近道は、バリアフリーではないかと私は考える。まず、バリアフリーとは何か。バリアフリーとは一般的に、「障壁（バリア）のない（フリー）な社会を作る事（もりすぐる 1999 12）」であり、いずれも「誰にとってのバリア（もりすぐる 1999: 19）」を取

り除くのが重要なのである。バリアフリーの考える対象者には、障害者を含む高齢者の社会生活弱者といった方たちが包括されているため、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害（障壁）や精神的な障壁を取り除くための施策ということになる。そのため、バリアフリーの対象者は障害を持つものとされており、対象者が限られてしまうという欠点がある。そして、バリアフリーは今の社会の状況や建築から障害をなくすという緊急対応であるという事を念頭に入れておきたい。このことを考え、まず今回の事例をみていきたい。

大開小学校では避難所に指定されているのであるため、バリアフリーについて考えなおさなくてはならぬ事は上記を参照すれば目に見えてわかることである。例えば、写真 11 のピロティエ・写真 18 の体育館の非常口の段差解消の板などは台車用ではあるが、実際災害が起きてしまった場合おそらくこの状態のまま使用するのはないかと私は考える。その場合、両方とも今の状態のままでは車椅子の方や特に高齢者の車椅子の方にとって、一人で上り下りする事は困難となり自助は難しくなる。そして非常口に関しては、車椅子を回転させる事ですら非常に困難をきたす。大開小学校で一番の問題はトイレである。

「障害者の方は特に人目を気にする」という意見が出されていたのにも関わらず、大開小学校のトイレは車椅子に乗っていると一人ではトイレを使用する事が出来ない状況であった。車椅子用に作られたスロープに関しても、車椅子の方にとって振動による負担が発生するとは設計の時点で気づく事はできなかったのだろうか。そのような事を考えると、「誰にとってのバリアを除くのか（もりすぐる 1999 19）」という事が重要とされているのにも関わらず、このガイドラインは対象なる人の意見一切反映されていない不十分なものであり、それゆえに多数の問題が生じているのではないかと考える。つまり、対象者本人の意見を取り入れないままバリアフリーを考えるということは、本当の意味でのバリアフリーではないのである。現在の社会は健常者目線で作られた、健常者にとって住みやすい社会である。そのため、デザイン重視であったり、健常者にとって使いやすい建築様式になっている。今回のスロープに関しても、健常者の目線で作っているために車椅子の方の負担を考える事が出来ず、上記で述べたようなガタガタの地面になっているのではないだろうか。目の前に階段があるので、この階段に板を設置する事で解消しよう・手すりをつけよう、と形だけの対策をとることは簡単にできる。しかしながら、車椅子に乗っている人がどれだけの段差でどれだけの衝撃があるのか、段差に対してどれだけの力がかかっているのかと言う事、反対にその階段の段差が実は視覚障害者にとって目印となる重要

な段差となることもあるという事、聴覚障害者に対して字幕での表示が必要なため字幕表示をするが、今回の調査で分かったような高齢者の聴覚障害者で識字のできない人がいるということは、今回要援護者の意見を聞いて初めて判明した事であり、本当の意味でのバリアフリーを実現させるには、健常者の視点だけでは難しいということの裏づけである。健常者だけではわからない事実が多数あるのである。そのために、バリアフリーでは相手に対しての気遣いや思いやりが重要であり、「人と人の関係及び社会全体においてバリア（障壁）をフリー（なくす）にするという考えを持つ事が重要（もりす 1999 30）」なのである。やはりそのためには以上で考えてきたように、健常者だけでは要援護者の負担を完全に把握することには無理があるので、対象者本人である要援護者とともに災害時に備えバリアフリーを考えていくことが非常に大切なことなのではないかと考える。そのために、障害者本人（相手）を知ることが大切であり、そして障害者（相手）と共に社会を変えていかなければならないのだ。

5.12 ユニバーサルデザインの理念を、ガイドラインへ

このように、私達健常者と障害者がともに考えることで社会を改善させていかななくてはならないということで考え出されたのが、ユニバーサルデザインという考え方である。バリアフリーは、今ある現状から社会を改善させていこうとする法律であり、あくまで緊急対応に過ぎない。それに対しユニバーサルデザインは、緊急対応ではなく最初から多くの人が出来るだけ平等で利用しやすいような社会にしていこうということが目的とされている。つまりユニバーサルデザインの考え方は、バリアフリーの考えの発展系である。バリアフリーの対象者が障害者に限られているのに対し、ユニバーサルデザインの考えは高齢者や性別、妊婦や子供・外国人なども含めなくてはならず（ガイドラインでいう要援護者の対称に当たる人達のこと）、そして一番重要なことは健常者を含めて考えるという点にあることである。よって今の社会に住む人達全員が、快適に過ごす事ができる、全員にとってバリアのない世界を最初から建築することを目指すことが真の狙いである。ユニバーサルデザインは、その前身であるバリアフリーの考え方からさらに発展させて、始めからバリアフリーでありながらなおかつその状態で他の人全てに便利な社会、「障害を持つ人用のデザイン、障害を持たない人用のデザインという区別をなくしてみんなが使えるデザイン（もりす 1999 129）」なのである。バリアフリーを考慮した設計には「ハートビ

ル法」に準拠した物が多くマニュアル等も存在するが、果たしてマニュアル化されたデザインは誰もが使いやすいデザインになるのだろうか。実際、「世界コンペで勝ち抜いた、高名な建築家が設計したといわれるガラスを多用した施設があり、「ハートビル法認定」という標識が掲げられているのだが、実際館内には点字ブロックがしかれていて、そのブロックは金色の金属性で、雨の時には滑りやすくきわめて危険である（もりすぐる 1999 131）」という事例もある。このような事を考えると、マニュアル通りの設計が良いとは限らない事がわかる。今回の調査の写真 9 のスロープや写真 32・39 のトイレも障害者用のものではあるが、おそらく「マニュアル化」された設計から作られたものであるために障害者への負担を正確に把握できず、あのように不十分な形で設置されてしまったのではないかと考える。それらを改善するために、何が負担となるのか、何が障害となるのかということを知り、健常者も障害者も共に問題を調べつくし考え抜くこと、様々な特性をもった使い手と作り手の各種の事業者・行政との豊かなコミュニケーション（コラボレーション）が大切なのではないだろうか。このコラボレーションによって、障害者や高齢者だけでなく、我々にとって住みやすい社会が作られるはずなのである。この考えが取り入れられ社会が作られるとすると、災害発生時の要援護者への障害は少しずつ軽減していくはずである。災害時の多くの混乱が生じる中、要援護者は他の人の何十倍もの不安を抱え込むことになるだろう。そのために大切なのは、常にどうすれば使いやすいのか、暮らしやすいのかをあらかじめ考えておくことが重要なのではないだろうか。

以上のような考えのもとで、ユニバーサルデザインの基本理念である要援護者と一緒になって考えるという意味でのコラボレーションを、ガイドラインにも取り入れていくべきだと考える。そうすることで、避難所となる施設の改善方法や、避難所生活で情報伝達の方法・支援物資などの方法に要援護者の意見を取り入れる事ができ、なおかつ要援護者支援する上で要援護者にとってよりよいバリアフリーな状況を作り出す事ができるのではないだろうか。やはりそのためにも、ガイドラインを作成する際に、常に誰が要援護者に対象となるべきなのかということを考えておく事を忘れてはならないのではないだろうか。

6 おわりに

以上のようにこの論文で一番訴えたい事は、要援護者を支援するためには要援護者とともに考え、要援護者の立場に立って支援方法を考えていくことが重要であるということである。このような観点から見て今回兵庫県の大開小学校での調査は、要援護者自身の意見を直に聴くことが出来たことによって、今現在の要援護者支援ガイドラインでだけでは不十分な状態であるという事実を導き出す事ができた。そして着目すべき問題点を明らかにできたことにより、今後の要援護者の避難支援対策を検討する上でよい結果をもたらすのではないだろうか。

私が問題とした要援護者支援ガイドラインは、要援護者の避難支援対策や避難支援についての一連の流れが記されており、その中でも今回特に注目していたのが避難所での支援についてである。実際4章で述べた大開小学校での調査や意見交換で聞いた要援護者本人の意見によると、ガイドラインに書かれている避難所での支援では不十分であるということがわかった。災害時など障害の有無関係なしに混乱してしまう状態において、健常者の倍以上の不安を感じる事となる要援護者にとって、避難所での情報伝達や避難所とされる小学校の利用方法について、平常時から考えておかななくてはならないはずである。しかし避難所のバリアフリーについては改善すべき点がまだまだたくさんあり、今回の調査対象であったトイレやスロープでも、障害者用に作られているはずのものであるにもかかわらず、実際に利用する障害者の立場に立って作られたものではなかった。この点は一刻も早く改善しなくてはならない点であり、そのためにも誰を対象とするバリアフリーかという事を早急に考えなおす必要があると考える。バリアフリーとは、障害者にとっての障壁（バリア）をなくす（フリー）にするはずのものであるはずなのに障害は解消されておらず、さらに障壁が出来てしまう状況になってしまっているのはまったく意味がない事なのである。避難所での情報伝達の問題でも同じ事がいえる。災害時避難所が設置された際、要援護者用窓口が設置され「要援護者からの相談、確実な情報伝達と支援物資の提供を実施する事（要援護者の避難支援ガイドライン2006）」必要があるとガイドラインには書かれているが、要援護者から避難所で流される情報を入手する事が出来ず食事を得る事が出来なかったという意見が出されてしまうということは、本来起きてはならないことではないだろうか。そのような事を考えると、このガイドラインでは情報伝達の面においても、要援護者のことを考え要援護者の立場にたった要援護者のためにつくられたガイドラインと

しては不十分であるのではないだろうか。この問題を改善させるためにも、今後ガイドラインを作成する段階で、要援護者にとって負担が減るように要援護者の意見を取り入れた情報伝達の方法を模索する必要があるはずである。

今回の大開小学校での調査のように、ただ段差を解消するために板をつけただけで車椅子の方の負担はなくなるのかというところではないことや、台車用に設置された板ではあるが災害の際にはこの板をおそらく車椅子のために使うことになるであろうことを考慮すると、やはり平常時から要援護者とともに行う支援確認や意見交換を必ず行い、現状を改善させていく必要がある事がわかる。

もし今後阪神・淡路大震災のような大きな地震や大きな水害が起きた時、平常時からの何の確認も訓練ない状態で、ガイドラインに書いてある通りの要援護者に配慮された要援護者への支援が迅速に行えるとは私は思えない。そのため、「要援護者班は、要援護者に配慮した施設の利用方法について平常時確認・改善しておくこと（要援護者の避難支援ガイドライン 2006）」が必要であり、そして大開小学校での調査のような、平常時からの要援護者とともに話し合いバリアフリーについて常に考えておく事が大切ではないだろうか。

いま現在の社会は、健常者が住みやすく使いやすくするために考えられたマニュアル化された建築であるため、障害者にとっての障害（バリア）はたくさん存在したままの状態である。そのため障害をなくす、バリアがフリーな状態となるためにも、要援護者側にたった本当の意味でのバリアフリーやユニバーサルデザインの考えを取り入れていかなくてはならないのである。そのためにも、今回の調査を通して言えることは、ガイドラインに書かれている様に自治体や福祉関係部局との連携をさらに深め、そしてより重要なのは要援護者とともにガイドラインを考えなおすことである。そして要援護者側の意見を取り入れ要援護者側の立場に立ったガイドラインを作っていくことが、地震大国といわれるほどの頻度で災害を経験している日本社会にとって、より災害による犠牲者を減らすための近道であり急務である。

一頁あたりの字数：40字×30行 総ページ数：29ページ 400字詰め原稿用紙：56枚

参考資料・参考文献・参照文献

災害時要援護者の避難対策に関する検討会,2006,

『災害時要援護者の避難支援ガイドライン』

諏訪五月, 2008, 「政府における災害時要援護者対策の取り組みについて」『消防科学と情報』

もりすぐる, 1999, 『バリアフリー入門 [誰もが暮らしやすい街をつくる]』緑風出版

しずおかユニバーサルデザイン専門委員, 2002, 『ユニバーサルデザイン入門』ぎょうせい

兵庫区地域自立支援協議会, 2008, 『防災を考える部会 (2008 年度 上半期報告書)』

参考URL

日本水道協会関西支部, 2005, 「技術の最前線」

(<http://www.kansai-water.com/modules/html/index.php?id=42008>, 12 19)